

第5回栄村復興推進委員会

日 時：平成26年5月26日（月）
午後2時30分から
場 所：栄村文化会館かたくりホール

1 開 会

<事務局>

定刻になりましたので、ただいまから第5回の栄村復興推進委員会を開催させていただきます。最初に、島田村長からごあいさつを申し上げます。

2 村長あいさつ

<島田村長>

ご苦労さんでございます。栄村も田植え等が最盛期になりまして、箕作等は、昨日、全て終わったというようなことで、今、一番忙しい時期でありますけれども。復興推進委員の皆さんには、都合差し繰りご出席をいただきまして、ありがとうございます。第5回の委員会ということではありますが、よろしくひとつお願いいたします。

<事務局>

続いて、相澤委員長さんのほうからごあいさつをいただきながら、進行についてもよろしく願いをいたします。

3 委員長あいさつ

<相澤委員長>

皆様、ご苦労さまでございます。大変緑が濃くなってまいりました。大変、今、村長の話のように、田植えがまだ最中のところもあります、大変お忙しい中ですが、復興推進委員会ということで、ご苦労さまでございます。

昨今、テレビのニュースを見ていると、やはり切った張ったというか、そんなことが多くて、どうも情けないような話があるんですが。実は私の母親が東北のほうでございまして、身内から天然のホヤがとれたという話で送ってきてくれました。通常、ホヤというのは、皆さんご存じ、海の怪獣みたいなんですけど。それが、大抵、今、養殖なんです。震災に遭って3年後に天然のホヤがとれるということになるということは、自然界では完全に復興を目指しておるわけでございます、大変、東北も歩み続けているなという気がするんですが。我が栄村も同じように、当委員会でいろいろ検討した、そういうものが本当に復興に結びつくかという、その辺のところも問われておりますので、本委員会もまた精いっぱい頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

ちょっとすみません、風邪っぽくてのどが悪くて声がちょっと聞きづらいかと思うんですが、私のほうから進行させていただきます。

4 議 題

1) 方針3「災害に強い道路ネットワークの構築」について

<相澤委員長>

それでは議題に入ります。方針3「災害に強い道路ネットワークの構築」についてというところでお願いをいたします。

<産業建設課長>

ご苦労さまでございます。産業建設課長です。今日は、方針3「災害に強い道路ネットワークの構築」ということで、一番最後になりますけれども、方針3の道路関係ということですが、同じ産業建設課関係で、方針1のほうにも1項目ございます。A3の縦長の一覧がございますが、ちょっとごらんいただきたいと思います。方針1の3段目、(3)の地域力・防災力を強化するための集落の整備の関係で、中ほど、黒ポツで地すべり対策事業というのがございます。この事業、国の復興交付金事業で、効果促進ということで、復興住宅の効果促進事業として採択をされた事業でありますので、この関係の説明。それから方針3の2番目ですね。村道整備事業関係ということで、村道天代坪野線の土合橋の架け替えを含め、その他関係する事業について、ご説明をさせていただきます。それでは個々の事業関係につきましては、担当係長の広瀬のほうから説明を申し上げます。

<産業建設課建設係長>

皆さん、大変お疲れさまです。産業建設課建設係長で広瀬と言います。今日はどうぞよろしくお願いたします。

それでは、ただいま課長のほうから概要の説明がありましたとおり、まず地すべり対策事業につきまして、説明をさせていただきます。お手元の概要書の裏についてあります概要書を先に見ていただけますでしょうか。まず地すべり対策、ちょうどこの役場、森集落の裏手の山側整備になります。ここら辺が、前から地すべり防止区域内にあったということで、県のほうから事前に、集水井だとか、この地すべり対策事業は進められていました。今回の震災におきまして排水路の破損などが確認されたために、排水の地下への浸透がまた行われて地すべりを助長するおそれがあることから、恒久的な対策を実施をさせていただきました。

まず事業目的でありますけど、ただいま言ったとおりでございます。事業内容でありますけど、まず1工区、ちょうどL=1,504mの事業概要でありますけど、一応、もう既に県のほうで整備をされていまして集水井の水路の堆積した土砂撤去と、一部、壊れている箇所、修繕ということをやらせていただきました。延長で1,504m、事業費で243万6,000円ほどであります。

続きまして2工区、ちょっと絵が斜めになっておりますけど、ちょうど森のお墓から上

に上がっていく用水路、土水路でありましたけど、それをポリエチレンの角型U字溝ということで119m、波状管6m、流末のほうに、栄中学校グラウンドになりますけど、ふとん竈工を設置をさせていただきました。773万8,500円ほどの事業費であります。

本工事費、3工区になります。また、栄中学校グラウンド真ん中から上の開田に向かって排水路がございます。それを同じポリエチレン角型U字溝173m、あとグラウンドのところの流末にはふとん竈工を32m、設置をさせていただきました。909万3,000円ほどの工事費であります。

あと、積算・施工管理、これに伴います3工区を、設計と現場管理を、長野県建設技術センターのほうに委託を出しております。その委託経費としまして、124万9,500円。あと、仮設の道路、これ、単独であります。現場が山間部ということで、工事車両が行けないということで、そこに伴う仮設道路をつくらせていただきました。これが100万8,000円ほどであります。25年度は工事が中心で、24年度は、ここにおきます測量設計を194万2,500円でやらせていただいたということでもあります。

事業概要書に戻っていただきまして、事業概要、表の一番上でありますけど、全体事業費2,346万7,500円、実施期間が平成24・25年度で実施をさせていただきました。それに伴いまして、県の復興交付金が1,796万7,000円を、24・25年度、2カ年でもらっております。以上、地すべり対策につきまして、説明を終わらせていただきたいと思います。

<相澤委員長>

はい、説明はそこまでで・・・

<産業建設課建設係長>

全部、一式・・・

<相澤委員長>

一式、やっけていただいて、はい。

<産業建設課建設係長>

わかりました。まことに申しわけありません。では続きまして、「災害に強い道路ネットワークの構築」ということで、震災後から平成28年度の、一応、国の社会資本整備交付金をいただいて実施する事業につきまして、まとめさせていただきました。まず、概要書がありますが、事業概要であります。幹線村道の和山岐線の道路改良、森羽倉・月岡10号線の消雪パイプの更新、屋敷線の交通安全対策。あと、その下にあります13路線の法面保全と天代坪野線土合橋の架け替え計画でございます。

通常分は、通常に申請していただく交付金であります。公安についてもそうであります。ただ、下、以降、13路線の復興とございますが、これは特別に栄村だけ受けさせていただけの事業費でございます。土合橋の架け替えを除いては、ほとんど法面对策が中心となっております。

これに付随する位置図をつけさせてもらっております。まず黄色い色で示させてもらっておりますのが、一応、表の一番上、和山岐線道路改良でございます。秋山の一番、和山

集落の上になりますけど。あと月岡10号線、森羽倉線というのが赤枠で囲んでございます。4ページ目をお開きください、4ページ目になります。赤枠で月岡10号線、森羽倉線、この2カ所です。月岡10号線というのは月岡集落内、大巻川橋がございまして、旧県道から村道へ払い下げになった、消雪パイプの入っている集落内道路です。森羽倉線というのは、国道117号線、物産館の前から中学校へ行く間の道であります。

あと青い枠で示してございますのが、6ページになります、屋敷線でございます。一応、通学路の安全対策としまして、川側、中津川のほうに転落防止柵工、また、人がこう歩くカラー舗装を実施させていただきました。

あとは社会資本の復興枠ということになります。和山岐線、7ページ、2-A1と書いてございますが、ここの箇所でございます。和山集落から上に上がって村道とぶつかりますが、そのちょっと国道405号へ上っていただきました法面です。

天代坪野線、橋梁・取付道路ということでありますけど、5ページになります。2-A2です。天代坪野線、北野地区、L=300m、こちらが天代坪野線の橋梁架け替えのところになります。

あと中条2号線、4ページ、2-A3になります。中条2号線、中条地区、L=200m、スキー場へ上っていく青倉神社手前側の法面の崩落箇所になります。

当部1号線、これは同じ4ページ、2-A4、柳在家から東部パイロットのほうへ上っていく途中の道ということになります。

天代坪野線、こちらが、5ページ、2-A5になります。L=90m。天代集落と坪野集落の中間に位置します法面の施工を考えております。

あと和山切明線、7ページ、2-A7です。計画延長500m。和山集落から切明温泉を結ぶ道路の法面を実施したいということです。

あと鳥甲線、5ページ、2-A13でございます。極野集落から五宝木へ向かっている道でございますが、大カーブのところから崩落している箇所、こちらの法面の工事でございます。

あと滝見線、4ページ、2-A14になります。L=130m。雪坪集落内の法面を行うものでございます。

あと平滝野々海線、4ページ、2-A15であります。平滝・野々海へ向かっている途中のところの法面を計画をしております。

月岡雨引線、4ページ、2-A16でございます。L=150mでございます。

青倉野々海線、2-A17であります。L=100m。スキー場の手前の大カーブで、道路から水が湧いているところがありますが、そちらを計画しています。

森線、2-A18になります。L=50mで、斉藤電気さんの裏側、落石があるということで、そちらを計画しています。

あと箕作極野線、2-A19でございます。集落が終わりまして奥に行く道になるわけなんですけど、そこの法面を計画しています。

最後になりましたけど、苗場登山道線、6ページ目になります。2-A20です。苗場山3合目へ上っていく小赤沢集落入り口です。上にお墓があつて、そこの法面のところになります。

以上、復興枠の位置図について説明をさせていただきます、今度、これ、1路線ずつ、

簡単ではございますが、説明をさせていただきたいと思えます。

まず、社会資本、通常分、8ページ目になります。村道名が和山岐線、内容は道路改良工事であります。国道405号から和山集落を結ぶ幹線村道の中間部に位置しておりまして、今の道が急で、道路勾配が急なところにS字カーブのきつところを改良するものであります。全体延長430m、全体幅員が6mでございます。全体事業費1億円で、既に半分の230mの測量設計が終わっております。25・26年度をかけて改良を進めると、残り200mでございますが、本年度、26年度に測量設計をし、27年度、一応、完了ということで計画しております。

続きまして10ページ目になります。月岡10号線、消雪パイプ及び舗装の改修でございます。全体延長340m、全体幅員4mです。本年度、170mを実施しまして、27年度で残りを完了させたいと思っております。舗装のやり替えと消雪パイプの敷設替えであります。

続いて12ページ目、森羽倉線、同じく全体延長470m、うち270mを平成25年度で完了しまして、残りを本年度で実施をしたいと思っております。

続きまして14ページ目、屋敷線であります。350mを平成25年度に実施済みでございます。中津川の横に転落防止柵を設置して、歩行用のカラー舗装を実施いたしました。全体事業費、計画事業費で500万円でございます。

16ページ目、和山上、和山岐線の法面工でございます。計画延長230m、和山集落からすぐ上ったところの法面を実施するところなんです。17ページに概略の写真がございますが、ちょうどこちら辺でございます。

18ページ目、村道天代坪野線、土合橋の架け替えでございます。全体、取付道を含めまして300mで、昨年より、概略設計、詳細設計を進めておりまして、27年度、完了を目指しております。19ページ下のほうに今の土合橋がございますが、計画としましては、これよりも下流側へ新しい橋を架けて、前後を結ぶ予定でございます。

それから20ページ目、中条2号線、全体延長は200mで、スキー場へ行く道の途中でございます。お宮の下の法面が崩落、21ページ下の写真でございますが、こちらを貝立橋のほうに向かしまして法面整備を進めたいと思っております。

続きまして当部1号線、全体計画は20mでございます。写真が見つらいとは思いますが、春には法面が崩落しておりますので、こちらの法面整備を進めていきたいと思っております。

天代坪野線であります。全体延長90m、ちょうどブロック積みの上のところ、一部崩落しているわけですが、この法面整備を行いたいということでございます。

和山切明線、全体計画500mでございます。27ページ下にもございますように、春になると上からの落石がありますので、法面工と落石防護柵、両方で計画を進めていきたいと思っております。

続きまして鳥甲線であります。28ページ、これは極野集落から上ったところになります。今も大分法面が荒れていて崩落している箇所があります。全体計画延長50mということでございます。一部、通っていただくと、法面吹き付けで完了はしております。

続きまして滝見線となります。2工区に分けまして、全体延長で130m。これは雪坪集落入り口でありますけど、畑の法面が崩れているということで、こちらを施工したいと思っております。

続きまして平滝野々海線であります。平滝・野々海へ上っていく途中、崩落のある箇所

でございます。全体計画延長80m、右下の写真、崩落がわかりづらいんですけど、崩落箇所でございます。

月岡雨引線であります。34ページ、全体延長100m、1工区、2工区ということで、両方に分けて計画を進めています。下にございます35ページ目の写真は、2工区の45m部分の崩落箇所の写真をつけてあります。

青倉野々海線であります。全体計画延長100mで、スキー場へ上っていく途中の法面のところでございます。

38ページ目、森線です。全体計画50m、そして39ページ下に写真等ありますけど、落石があるところでございます。

続きまして40ページ、箕作極野線でございます。全体計画延長64m、これも極野集落を越えたところに橋があるわけなんですけど、その前後で2工区に分けて計画をしております。橋の手前の部分、極野寄りになりますけど、崩落が激しいところでございます。41ページ目になります。

42ページ、苗場登山道線でございます。国道405号から苗場山3合目へ上っていく道の上り際でございます。43ページにその写真がございますけど、上部には墓地が一部あるということで、ここの法面につきまして計画を進めています。

以上「災害に強い道路ネットワークの構築」ということで、村道の整備につきまして説明をさせていただきました。

<相澤委員長>

ご苦労さまでした。さて、今、災害に強い道路ネットワークということでご説明いただきましたが、委員の皆様方から、説明を受けて、点検・アドバイスのほうをお願いしたいと思えます。はい、鈴木委員。

<鈴木委員>

一つは、最初の地すべり対策事業ですけれども、説明がありまして、森地区が完了しているということですが、震災の後、いろいろな研究者が調査に入った話によれば、関田山脈はまだこう動き続けていると。とりわけ水内地区の地すべりが恒常化しているわけですが、県を含めて、この災害に強いネットワークと言っていますけれども、これをどのように考えているのか。一つは基本的な考え方が、村として、水内地区総体としての地すべりをどのように考えているか、考えがあったら教えていただきたいということが一つです。とりあえずそれだけお聞きします。

<産業建設課長>

地すべり対策につきましては、事前の予知というのが非常に難しい部分もございまして、また、実際、地すべりが確認されているということで、これは建設並びに林務、双方で地区指定をかけております。そこで対策工事を実施、進めるというのが基本となっております。村単独では、こういった大規模な工事はなかなか手が回らないという実態がございます。よって、現状、砂防法と同様、地すべり地域に指定されたところでの工事を、県が中心になって、国庫補助等を受けながら実施しています。

基本的に、今回のこの森地区の地すべりも、地すべり地域としては県で指定をしております。県の指定地域内で市町村が独自に事業ができるかどうか、こういったところでは、我々、最初はできないと思っておりました。実際、県も、県が事業主体で実施をすることで計画を上げたんですが、国のほうからは、市町村が効果促進という形で、住宅復興に絡めて村がやるべきではないかということから、地すべり防止区域内で市町村が工事をするというのは、ちょっと我々も初めての経験でありました。よって、よく言われるんですが、縦割りのすみわけをしているんじゃないかって言われるんですけども、さまざまな法律の中では、現状、難しい部分もありますので、村とすれば、地すべり等々の危険箇所をいち早く知ることによって、県のほうにその対策をお願いしていくというのが現状でございます。また、今後もそうせざるを得ない状況かなというふうに考えております。

<鈴木委員>

すみません、それ、県が指定した地区ですけれども。それは、県が責任を持って、建設部なり林務部がですね、恒久的に村民が安心して暮らせると。それから村道の被害やそういうものが出てこないという方向での、具体的な幾つかの施策といたしますかね。県が予算を組んで、今、森以外にこれから進めていくんだというようなことがあったら、教えていただきたいと思えます。

<産業建設課長>

現状、地すべり対策工事として具体的に取り組んでいるところは、村内では、今現在はありません。ただ、施設的には、例えば小滝の日隠、貝廻坂の一番大きなカーブ、あの奥手に集水井戸があります。それですとか和山、これは地すべりの集水の水を今まで消雪パイプに再利用させていただいております。箇所的には、これ、農政サイドでの指定もでございます。農政サイドでは、直接的なハード事業はまだやっておりますけれども、それぞれ、地すべり、雪崩、治山、さまざまな観点でそういった指定がございます。その辺、場所場所によって対策工を実施していくと。またその維持管理も、当然、設置者が実施をするということが基本になっていくということになります。

<鈴木委員>

ちょっと、森のこの地すべり、恒久対策をしたというふうには書いてあるんですが、その辺は、森地区の人が安心して暮らせるという太鼓判が押せるかどうか、その辺も一言お願いしたいと思えますが。

<産業建設課長>

地すべりに対しては、これで全てOKという太鼓判を押せる状況にはないというふうに感じております。森地区につきましても、集水井戸で水を集めて、一時期、それらも水道水の利用等々という話もあったわけですけども。現実として、かなりまだ湧水と申しますか、水の出ていることが確認できておりますので、それらは県のほうにも引き続き、新たな工事の施工ということで要望しております。

また、今回、村で復旧・復興しましたけれども、これらの施設の維持管理等についても、

地すべり防止区域内のものでありますので、県の管理下の中で総合的な施設の機能向上が図れるように、あわせて要望をしているところであります。

<相澤委員長>

ほかにいかがでしょうか。

<安藤委員>

ちょっとお聞きしたいと思いますが、私も森地区ということで、この図面でお宮さんからずっと上がって行ってクラック①がありますけれども。以前、水抜きということできっとやったんですけども、途中まで行ったら、何か水が全然もう出ないということで、やらないとかって止まったことがあったんじゃないかなと思うんですけども。その後、18年豪雨のときに、羽倉側のほうが、今のクラック①よりももっと上のほうですかね、田んぼへも相当の土砂が流れ込んで向こうは大変だったんですけども、それ、やりようがないというのでそのままにしちゃったんですけども。ここには地すべり防止区域っていうのが指定されているわけなんですけれども。この辺の動きというのは、何か調査しているとか、そういうことは全然ないんですか。

<産業建設課長>

森地区、今現在、この地域での調査というのは実施しておりません。今、お話しのように、過去にそういった経過があったというのも、ちょっと我々も、それは把握はしてなかったんですけども。いずれにしても、今、この地域にあっては、田んぼも、災害復旧した後、下のほうから水が出るとかという問題が発生しておりますので、その辺、地すべり関連という中で、調査のほうもあわせてお願いをしていきたいというふうに考えます。

先ほどちょっと落としたんですが、青倉地区もスキー場の上で地すべりということで、十数年前から対策をやっておるんですが、なかなか思うように止まらない。おとしですか、新たに水抜き等もしたんですけども。毎年、その地形変化が変わってくるということで、継続の調査というのをお願いはしているんですが。一度、その前兆が止まるとそこでストップしてしまうというようなことがありますので、あけることなく数年、調査をした結果に基づいて、その辺の判断をしていただくようにも、また要求していきたいと思いますが。

<相澤委員長>

よろしいですか。はい、ほかにいかがですか。村道全般でございますので、皆様の地区とかかわっている場合ということで、特にありませんか。

<鈴木委員>

社会資本を使った整備で、一つは、事業年度が記されているところがありますが、言わなかったことはこれから手をつけるということで解釈していいのかということが一つです。

それと、本村においては、雪解けと法面の破損というか、これがいろいろなところで出てきているわけですね。それで、この法面の施工についてですが、鳥甲線の極野から

入ったところを50m、吹き付けをして完了したという報告があったんですが。吹き付けだけでは、非常にこう損傷がひどいと、いろいろなところで事例が出ているわけです。この工法を、どうやって法面をやっていくと考えているのか、その点を教えてほしいというふうに思いますが。

<産業建設課建設係長>

一応、法面の工法、設計するに当たりまして、法面の地質、斜度、そういうことによつて、もう設計条件で工種が限られてきます。だから、その表に基づきまして、適しているというもので設計を進めてはいますが。時にはこの豪雪だとか、そういう考慮がないので、そういうものもちょっと加味しながら、設計を今後は進めていきたいとは思っています。

<鈴木委員>

ぜひ、雪国のこの特徴というか、そういうことも含めて、一般的な工法だけ済ますんじゃないくて、やはり一度着工して工事をしたところが長もちをするという対応をぜひこうやっていただきたい。よろしくお願ひしたいと思ひますが。

<相澤委員長>

ほかに、皆さん、いかがですか。私のほうからちょっとお聞きしたいんですが、今まで各地区の道路改良等、説明があったんですが。課長のお話で、やはり危険箇所をどういうふうにやって察知するかという、そのパトロールですね。その辺も含めて、工事は工事としても、工事以前でやはり、災害に強いということですから、災害が起きる前後というのは、これ、何らかの自然界の気象条件がこう変わっていきますので。そのときに、多分、皆さんは、どこが弱いとか、そこが危ないんじゃないかという、多分、いろいろ知識をお持ちですので、その辺のこう、何ていうんでしょうかね、パトロールというか。そして、災害が起きたときにいかに対応していくかという、このシステムというか、その辺はどういうふうに計画をされているのかというところをお願ひしたいと思ひます。

<産業建設課長>

道路パトロールにつきましては、基本的に職員で異常気象の都度のパトロール、とりわけ大雨、台風等のときは、当然、それが通り過ぎた後は、確認ということですから。日々のパトロールという部分では、システム化されたものがございません。維持管理的なことも含めて、なるべく定期的にパトロールしようということで心がけてはいるんですが、なかなか人的に間に合っていないというのが実態であります。

加えて職員の方々にも、せめて通勤している間の道路の異常等については報告をしてくださいということ、特に村長からよく言われるんですが、路面に穴が開いていても、毎日通っている職員が何も言わないということではまずいので、その辺は、システム化するといひますか、当然、通っている職員が、街灯もそうですけれども、絶えず自分の目で見て感じたことを担当部局に報告をするように心がけることを、また、一つのシステムとしてつくり上げていければなというふうに感じています。

<相澤委員長>

集落支援員制度がもう設置してありますので、当然、集落担当の方がいらっしゃるんですが。担当でも、その地域の方というのはまた違う。例えば横倉の職員の人が和山も担当しているということもありますので、それは今の話に当てはまらないかと思うんですけども。やはり、皆さんがしょっちゅうこう、何ていうんでしょうか、移動している最中にやはりチェックをしていくというような、特にパトロールはパトロールでいいとしても、ふだんそういうさりげなくそういうところを見たら、何ていうんでしょうかね、すぐ問題提起をして、災害に強い形をどうやって訓練していくかということも必要だと思いますので、ぜひ集落支援員制度の中でも、そういうところも含めて、守備範囲だというようなことでお考えいただければと思いますが、いかがでしょうかね。

<総務課長>

今、産業建設課長が言ったように、職員、気づいたら、その都度、報告をするということが、一番、情報として早く集約できるというのを一番、小さな村ですから、そういうことが慣例的に行われているのが一番ベストだというふうに思うんですけども。なかなか、担当が違うと我関せずみたいところが往々にしてありまして、この震災を契機に、そういったことじゃなくて、震災に強い村をつくるんだという気持ちで、全職員がそういった気持ちで常日ごろいるということが肝要でございますので、職員教育も、そういったところも踏まえながらしていきたいというふうには思っております。

<相澤委員長>

ぜひそうしていただいて。今、震災のほうの関係で本を出すという動きがあるんですが。それは、いわゆる新潟の先生方ですけども。この、ちょうど栄村には、飯山からのプレートと津南のほうからのプレートがちょうど重なってぶつかり合うところだという話を聞いているんですが。大変、地震が頻繁に起きると、それから善光寺地震の記録も古文書から出てきたという話を、この間、公民館で話を聞いたんですが。大変なやっぱりこう、ここは前歴があるところなので、もう常に明日が震災来るかもしれない、あさって来るかもしれないという、やっぱりそういう、何ていうんでしょうかね、地域を守る側ではやっぱり、そういう意識はやっぱり、もう特に忘れてはならないと思うんですが。ぜひそういう職員の中の体制といいますか、常に危機感、危険がやっぱりいつ起きてくるかわからないよと。

確かに白水先生の古文書の話なんかを見ると、やはり当時起きたものを記録に残して、常日ごろに準備をするといいますか、そういうところが、今の時代は情報が多すぎるのかわかりませんが、大変、筆で書いた絵図が、もう大変に記録がありありとわかりやすく明確に書いてあったのでびっくりしたんですけども。ぜひそういうものも、職員の中の何か研修の中で入れていただいて、栄村の地域は、もう信濃川の地震帯の帯に含まれて、一番そのプレートがぶつかる地点だよというところで、やっぱりそれは根底に置いておかないといけないと思いますので、その辺、ぜひお願いしたいというふうに思います。

さて皆さんのほうから、よろしいですか、進んで。もう一つ、はい。

<鈴木委員>

委員長の発言と、今、総務課長の発言があったんですけども。やはり、私はこの村が復興していく一つの大きな鍵は、村の職員が復興に向かってどう力を出していくかと。私は、今、道路があれば、危険箇所があったら報告しなさいという、村長が一生懸命言っているという話があったんですが。ぜひ職員全体で、やはり職員がこの村に住んでいるという利点を生かして、やっぱり自分たちが生活する村、職員自体がやっぱりこう復興計画をどう自分たちも率先して、総務課長じゃないですが、縦割りじゃなくて、全体としてやっぱり、自分たちの暮らす村をどう復興させていくのかと。私はやっぱり職員の力が非常に大きいというふうに思うんですね。そういうところも職員が引っ張って、やっぱり集落も元気になっていくというところに結びついていこうというふうに思っています。ですから、ぜひ通り一遍ではなくて、やはり職員全体で知恵と力をどう発揮して、復興に職員も先頭になって取り組んでいくかという動きをぜひつくってほしいと。そしてやっぱり村民に、やっぱり職員の姿を見せていくというのは非常に大事だろうというふうに思うので、ぜひそれはやっていただきたいというふうに思います。

<相澤委員長>

それから、追加ですみません、もう一つなんですが。今、村道のほうでも話が出ましたけれども、これから高齢者が多くなる村の中で、いわゆる歩行として電動三輪車・四輪車、これを利用する方が多くなってきます。そんな形で、村道のこれからのあり方、例えば軽トラックが走るとともに電動カーが、シルバーカーと言うんですか、あれが走りますので、その辺の道路対応といえますか、災害に強く、電動車両も利用できるような、その辺は、お考えというのはあるんですかね。

<産業建設課長>

電動カー的なものについては、特段の免許が必要になって車道を走るという前提に立っていない、歩行者の補助道具みたいな位置づけでしかない中で、道路管理者とすれば、当然、道路を利用する方々ですので、それらの安全確保というのは優先されなければなりませんけれども。冬場は走らない、ほとんど利用ができないという実態でありますので、とりわけ夏場が中心になるわけですけども。地域によって、地区内道路であってもかなり急勾配などところもありますし、先ほどの話のように、今まで生コン舗装なり、黒舗装（アスファルト舗装）なり、簡単にとりあえずという手法で舗装してきた、その結果のつけが、大分、今、あちこちで、ちょっと穴が開いちゃうとどんどん大きくなっちゃう。そこへ電動カーなり、また押し車なり、高齢者が歩くだけでもそれに引っかかって危険だという状況があちこちであります。それら全てをすぐに解決できるかという、なかなか現状の中でできないものですから、補修、補修ということの繰り返しになっているんですが。

可能な限り、やはり盤からしっかりとしたものをつくらないと、地区内の除雪をして、それに耐えられない道路なんですね。大型の機械を入れても耐えられないという。その辺からやはり、道路そのものの構造も見直していかなければならないかなと。並行して、そういった歩行者の安全確保という観点からは、可能な限りスムーズな通行が可能な状況を、差し迫って問題になるところから修繕をしつつ、全体計画を練り直す中で問題解消を図っ

ていくということにしていくのが、今のところ精いっぱいかなという感じがしています。経費的な部分も、当然、絡みますけれども、より具体的に長期な展望に立つ中で、道路の構造そのものをやっぱり見直しをしていくべきかなというふうに、今、考えております。

<相澤委員長>

特に子どもと高齢者ということで、よろしくお願ひしたいと思います。屋敷地区の500mのあの安全帯ですか、グリーンの。あれ、なかなか、見てきましたけれども、冬、外すという、また雪国の宿命といいますか、お金がかかってあれなんです。1人の子どものためにあそこまでやっていただいたというのは、大変、何ていうんですかね、災害に強いといえますか、子どもの環境を考えたということでは評価できるものだと思いますので、またぜひ各地区に高齢者のための、またそういう電動カーが使える、そういう、安全に行き来できるようなそういう仕組みを考えていただきたいと思います。お願ひいたします。

それでは、いいですか。

<安藤委員>

その件について。

<相澤委員長>

その件で、はい。

<安藤委員>

すみません、今の屋敷のその件なんですけど、ちょっと教えてもらいたいですけれども。ここには、「通学路における緊急合同点検」と書いてあります。これは、どういう方が集まって検討されたのか。私は、あそこ、以前からたまに行って見たりすると、水路がありますよね。あそこからの落石というのがあって、途中はそんなにあるというわけじゃないんですけれども。基本的にガードレールをつくっても、落石があった場合に、もし運悪くそこに行き会った場合には、ガードレールどうこうという問題ではないんじゃないかなというふうに思うんですけれども。上のその落石防止については万全を期しているんですか。

<産業建設課建設係長>

この事業ができる・・・

<総務課長>

これ、公安でしょう。

<産業建設課建設係長>

そうです。公安っていうかですね、学校を中心に最初は動いていました。通学路において、事故があったということだったんです。平成24年度に、学校、警察、県、役場で、学校からの要望に基づきまして、ここの道を直してほしい、ここをこうしてほしいという意

見が出されまして、それに基づいて、村道は村、県道は県のほうで対応するということになりました。24年度交付金要望の中で、緊急点検をやって、すぐに要望を上げろということで、決まってきた感じです。

<安藤委員>

それで、落石防止は完璧なものですか、そんなに高いところじゃなくて。

<産業建設課建設係長>

その通学点検路の会議の中では、上部からの落石も危険だということで、小学生を、行きも帰りも川側をこう歩かせるそうです。そのために転落防止柵をつけたわけなんですけれども。今のところは、落石があつて片付けたという維持作業はあまりやってはいません。

<安藤委員>

ないよね。だから、あるのはやっぱり、あの水路のところがやっぱり、上で、上部で何か落ちたときに転がってくるんじゃないかなと思っているんですが、心配ないですか。

<島田村長>

あれはふさがっちゃうんだよ、大量の水が出れば、オーバーしちゃう。

<安藤委員>

あそこ、別に下、水路を切つてあるわけじゃないから。

<産業建設課建設係長>

安藤さんが言われるのは、洗い越しのところというか・・・

<安藤委員>

あの辺が一番危ない場所じゃないかと。

<産業建設課建設係長>

みんなあそこに、屋敷集落内の排水の流末が集まってくるというところだそうなんですけれども。

<安藤委員>

確認してあるわけですね。その落石防止ということは。

<産業建設課建設係長>

治山要望として県へ報告してあります。

<産業建設課長>

今のその屋敷、秀清館さんに入っていく道路、これについては、村道の改良のときに、

法枠ということで、上流側は法枠で固めてあるんですね。で、石は落ちない。今、お話の途中の水路横断、ここから下流については、そういった施設は施されておりません。その部分については、あそこが保安林指定ということで、林務部のほうで治山工事の中で対応してくださいということで。この震災前に融雪で歩道が抜け始めたということで、村のほうでは応急的に吹付工を実施したんですが、本年、林務のほうで周辺の施設整備を県単事業としてやってくれるということで。さらに、あそこに堰堤が一つ入っているんです。入っているんですが、もうそれが機能できない。今度、下へ下りてきて道路を横断できない、すぐ詰まっちゃうという。この辺で、道路のほうは村で考えなきゃいけないんですが、並行してその辺の安全対策を考えよう。

今回のこれは公安ということで、基本的には交通安全の施設整備ということで、直接、その落石防止というところまでは手が出せなかった。まず歩行者、通学路ということでの位置づけだけだったものですから、今、係長、言ったように、山際を歩くことが危険ということで、川側を歩いていると。では川へ転落したらどうするんだということで、転落防止柵と。冬場になると、今度、雪崩という心配が出てくるわけで。あの地形からして、非常に通学路としては難しいところで、あそこもそもそもは車が入らなかったところを強引に道をつけたという経過もあって、あそこを子どもが歩いて通学するという想定がなかったというのも一つあったものですから、現状の中で非常に危険が増しているということで、今回、施策をとったと。

秋山小学校については、歩いているのが屋敷地区のみという中で、今回、そこだけをやったんですが。栄小学校については、東部側はスクールバスということで、百合居橋から対岸の箕作、月岡、そちらの方面の歩行安全ということで、あちら側もカラー舗装をさせてもらったと。横倉駅からは村道ということで、県道までは村で、また県道からは県で、それぞれ実施をしたという状況であります。

<相澤委員長>

それでは、1番のほうはこれでよろしいですか。いいですか、はい。それでは先に進みたいと思います。

2) 集落への復興支援金について

<相澤委員長>

2番の集落への復興支援金についてに進みたいと思います。ではこちらのほうの説明をお願いします。

<総務課長>

では私のほうから議題2の集落への復興支援金制度につきまして、ご説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。本制度につきましては、まだ予算化になっている状況ではございませんで、これから26年度分を予算化をしていくということで、まだ事業として成立をしているわけではございません。現在、検討段階という中でございますので、今まで震災復興計画に基づく事業について、点検・アドバイスをいただいております。

すけれども、これについては、企画段階というところで点検・アドバイスをお願いをするという段階でございます。

ふるさと復興支援金の概要という資料をごらんをいただきたいと思います。復興計画の中に、集落ごとの特色ある復興、栄村には31の集落がございまして、この集落、大変、自立の村づくりに、非常に積極的に集落自らが立ち上がっていると。また、震災においても、集落それぞれがまとまって防災意識を持って対応をしまして、また、今後、これからもそういった防災対策、それから防災教育等を行っていくためには、欠かせないまとまりであるというふうに理解をしておりますので、自主防災組織としての位置づけ等も、集落とお話をする中で位置づけていきたいというふうには、村として考えておるところでございます。そうした集落が、震災で人口も減り、住民そのものも元気をなくしつつあるという中で、村民が自らの知恵と工夫によって、それぞれが提案をする事業に対して、予算の範囲内で支援金を交付していこうという制度でございます。

そうはいつでも、では何でもいいのかとこういうことになる、なかなか、それはそうはいかないというか、そうするとどういう基準でやっているのかということも問われてきますので、やはりどうしてもその辺は、対象事業というものをたがをはめていかなければならなくなってくるというのが制度の内容でございます。

交付対象としましては、集落、複数の集落の共同体も含むということで、本年度、スタートしようということで、内部では話をしておるところでございます。過日の新聞等で見ますと、あるNPO団体の言葉でございますけれども、復興は、自治体が計画をつくって、国からお金をもらって行っていくけれども、復興については、民間が知恵を絞ってやっていくエリアが大きいんだということを申ししていたのが印象に残っておりますけれども。そういった意味でも、集落からの提案というものを取り入れていこうということでございます。ただ、意見としましては、任意団体も加えるべきではないかというような意見もございましたけれども。それは、今後、必要になってくるということも考えられますけれども、26年度については、この集落ということでスタートをしてみようということで、それは今後の検討事項ということで捉えております。

3番目としまして、交付対象事業としましては、ごらんの7項目を掲げてございます。地域協働の推進に関するもの、保健・医療・福祉、教育及び文化の振興、安心・安全な地域づくり、環境保全・景観形成、産業振興及び雇用拡大に資するもの、集落の復興・発展に資するものと、この7項目に絞っております。

それから交付対象外の事業でございますけれども、他の事業の対象になっているものにつきましては、補助金がダブるというようなこととなりますので、そういったものは除外をする。それから宗教的、政治的、公序良俗にかかわる、こういったものについては、除外をする。それからもっぱら特定の企業、団体、個人の利益を追求するもの。それから農機具及び除雪機の購入につきましては、これも賛否両論、いろいろ意見はあったんですけども。この単品をもって復興に資するというのは、なかなか、ストーリー的にも、この単品だけをもってやるということは難しいのかなという中で、その上の交付対象事業の中に結びつけながらストーリー立てていく場合には、これはまた後ほど出てくる判定の中での話というふうに考えております。それから単に道水路、これも同じでございます、その3番に掲げたものの中での話ということで考えていただければというふうに思っております。

ます。

それから対象経費でございますけれども、交付対象外経費、特定財源を控除した経費というものを補助対象の経費とするということで、現在、考えております。対象外経費につきましては、次のページでございますが、集落等の運営費及び人件費並びに施設の維持管理経費、これは、通常から集落が、現在、負担しているものでございますので、村からの集落交付金等、支援をしておりますし、そういったものも活用しながらやっておるものですから、この制度の中には取り込まないということでございます。それから用地の取得及び貸借に要する費用及び補償に係る費用につきましては、これについては集落のほうで負担をしていただきたい。それから計画策定に係る費用、食糧費、そういったものについても、集落のほうで負担をしていただきたいということでございます。

この制度の実施期間については、26・27・28という3カ年で、復興計画の終了する平成28年度までということで、現在、考えております。

それから支援金の交付額でございますが、ソフト事業・ハード事業とも、補助率は5分の4以内ということで考えております。ただし、ソフト事業につきましては、その性格上、単年度で終わるということは、なかなか成果が見出せないというところもありますので、数年にわたる場合が往々にしてございます。これにつきましては、複数年実施する場合には、その補助率についても引き下げを検討していくということになってまいります。

それから補助金の限度額でございますが、1集落当たり、補助額の上限を1,000万円ということで考えております。これをはめないと、ある特定の集落が事業をバンバン、バンバン立ち上げてきますと、そちらのほうへ全部流れていってしまつてという形にもなりかねませんので、そういったことで全集落とのバランス等も考える必要もある中で、上限のたがをはめさせていただいているということでございます。

それから1事業当たりの補助の下限でございますが、50万円を下限とするということで、50万円を切る事業につきましては、この補助の対象外とするということでございます。

それで、各集落から上がってきた事業の内容の検討につきましては、検討委員会というものを設けて、審査を経て、予算執行者である村長に提言をして、事業採択を決定するというようにしております。ただ、以前もこういった事業を行った経過があります。ありますが、委員会で結論を出したあかつきに、政治的にひっくり返つたというようなことも往々にしてあったということも経験としてありますので、検討委員会での審査意見につきましては、村長に報告はいたしますけれども、検討委員会として意見は公表するというので、現在のところ、考えておるところでございます。

それから選定基準につきましては、「集落からの特色ある復興」に資する事業であつて、費用対効果、そういった有効性が認められるかどうかということを選定基準にしていくということとか、集落の実情やニーズに即した事業計画であるのか、公益性の高いものなのかと。合意形成が図られているか、法令違反をしてないか。住民の参画が十分なされていて、一部の人で計画を起こしているというようなことがないよう、集落全員が取り組むというような事業になっているのか。継続性、発展性があつて、復興の一助になっているのかと。そういった多面的な選定基準の中で検討をしていただいて、意見をまとめていただくということを考えております。

取得した物件につきましては、この事業によって取得をしたものであるという広報表示

をしていただくと。いわゆるそういったステッカーですとか、看板ですとか、そういった印刷物ですとか、というものを明示して張っていただくということになります。当然、その経費は各集落で持っていただくということに当然なっております。

それから事業の評価については、集落自らが点検実施をして、村長に報告をしていただくということになります。村長は、全事業について、事業結果を公表して、この推進委員会にもその結果を報告をするということになっております。

以上、基本的には県でやっております元気づくり支援金、そういったものも集落からの提案というようなことの中で取り組んでおる事業でございますけれども。復興基金という予算をいただいている中で、その基金を活用して、ふるさとからの、栄集落からの復興にこの基金を活用していこうというものでございます。

あと、その要綱等も後段についておりますけれども、これ、まだ、政策会議等に出しておりませんので、これについては未定稿ということをお願いをしたいと思います。現在のところの制度構成について、ご説明をさせていただいたところでございます。以上でございます。

<相澤委員長>

はい、ご苦労さまでした。説明を受けましたが、4時になりますので、ちょっと10分ほど休憩をとりたいと思いますので、よろしいですか。それでは、再開は4時5分まで休憩にします。

(休憩)

<相澤委員長>

それでは時間になりましたので、休憩前に引き続き会議を続けたいと思います。お願いします。先ほど集落への復興支援金について、総務課長のほうから説明がありました。このことについては、委員の皆様、いろいろお考え方があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。なお、この会議の終了時間は、一応、5時を目安にしておりますので、よろしくお願ひいたします。さて、委員の皆様、いかがでしょうか。

<桑原委員>

このふるさと復興支援金というのは、いい制度ではないかと思っております。集落でこれについて話をするだけで、一つの復興につながるのではないかというふうに思っております。これが各集落からいっぱい出てくれば、集落、将来を本当に考えて、それが採択にならなくても、話し合ったことが、また普通の、何の事業にも生きてくるのではないかというふうに思っております。いろいろと制限があるんですが、本当にやりたい事業を集落で考える、そういった集落がいっぱいになればいいんじゃないかと思っております。以上です。

<島田村長>

予算をちょっと、予算を説明して。

<相澤委員長>

はい、では予算のほうもお願いしたいと思います。

<総務課長>

先ほど限度額が1集落、最高で1,000万円というお話をさせていただきましたが。全集落から出てくれば、掛ける31ですから3億1,000万円とこういうことになるわけですが。全部出てくれば3億1,000万円、予算化をする必要がありますけれども、当面、26年度では3,000万円くらいを上げてみようかなというふうに考えております。

26年度、全部で1,000万円使わなくても、1集落です。3年間で1,000万円使ってもいいわけですし、その辺はやり方次第だと。そのやりたい事業の中身にもよりますけれども。単年度でやらないと効果が出ないんだということになれば、1年度でどかんという話にもなりますけれども、3年かけてやるということも可能なんだということであれば、またそれでいいのかなということ考えておるところでございます。

皆さんのご意見をいただく中で、6月に間に合えば6月の議会に予算計上をしてまいりたい。政策会議が6月の上旬でございますので、今日の意見を踏まえながら要綱等を整理して、計上するか、しないか、決定してまいりたいというふうに考えております。

<相澤委員長>

この集落支援金は、今、企画段階で、初めて復興委員会のほうでお諮りをするということになって、今まで復興委員会では、やったものなど、こういう状況はなかったんで、皆さんの意見を尊重しながら立ち上げていきたいということですので、きめ細かなお話をさせていただきたいと思いますが。先ほど、いい話し合いのきっかけで集落が一つになるんじゃないかって、大変好ましいという話も出ましたが。細かくいろいろあると思いますので、委員の皆様からご提案、ご意見、いただきたいと思います。いかがでしょうか。

<月岡委員>

この復興、これ、あれですか、一つの補助事業をいただいでいて、プラスまたこれでもできるというようなことはできるんですか。例えば公民館が非常に、今、耐震もままならないというようなところで、前回の震災等で見ると、やはり公民館というのは頑丈のものがあれば、集落の人はそこにみんなが集まるというようなことになるとかと思うんですが。とにかくちょっと改造するとなると、何千万円もかかると。前の、何か、1世帯で7万円ですか、そういう負担以後は村で何か見てくれるというような話も聞いていますけれども。そういうものにプラス、この支援金が交付されるものなのではないでしょうか。そこらあたり、ちょっとお聞きしたいですが。

<総務課長>

今、具体的な話の中で、集落公民館の耐震化という話が出てきたんですけれども。それは、この復興支援金とは別立てで、公民館の耐震化事業というのを起こしているんです。ですから、耐震化については、この制度とは別立てでお金が出るというふうに考えていただきたいと思います。

ただ、ついだから、それは壊した壁はもとどおりにしなきゃいけませんけれども、このぐらいでいいだろうというような壁を、いやいやそんなもんじゃない、もっといいのを付けるんだみたいな話になると、これは工事費がどんどんどんどん上がっていきますので、これは、集落公民館というのは毎日使うところでもございませし、集落の寄り合いで使う、避難所として使うというところの中で耐震化を行っていくということで、1戸当たり7万円を限度としてというお話をさせていただいておりますので、その集落公民館の耐震化というのは、この4番にございますような、村が支出するほかの支出金でやっておりますので、その耐震化については、この事業とは別だということでお考えをいただければと思います。

<月岡委員>

そうすると、その中身ですね。今、耐震化して、その公民館の中を改造するというような場合は、これ、対象になりますか。

<総務課長>

対象になるか、ならないかというのは、その計画書のものですけれども。まず1点、すぐ引っかかってくるのが、この4番の村が支出している支出金と重ならないかとか、そういったものが一つ考えられます。それからその公民館の内装をよくすることが、その集落の復興につながるのかということも、選定委員会の中できつと問題になるんだというふうに思いますので、そういったところが審査対象になって、結果はどうなるかわかりませんが、そういったところが問題になるのかなというふうには思われますけれども。

<鈴木委員>

この復興支援金の、今、概要の話を、今日、聞かせてもらって、基本的にはぜひ実施をしていただきたいというふうには考えます。そもそもこれをつくるといふか、要請したのは、新潟の中越沖地震で新潟が出資して自分たちで復興基金をつくったという状況があって、使い勝手は、新潟の場合、ものすごく範囲が広いと。本村の場合は国からお金が出ているものですから、交付対象事業、対象外というふうな規定をせざるを得ないというふうには思いますけれども。基本的には、国や県のその補助事業で救えないものを、やはりこれを使って救っていくという基本的な考え方は、貫いてほしいなというふうには思っています。

多分、今日の説明の中で、この決裁は検討委員会がすると思うんですが、例えば少し幾つか、際どいといふか、話をすると、例えば祭りについての支援をどういうふうにするか。この栄村の場合も、祭りというと全員がもう氏子になっていて、直接、こう宗教的な雰囲気ってすごく少ないと思うんです。そういう点では、例えば伝統文化としての祭りとして位置づけて、そういうフォローがしていけるのか、例えばどうなのか、そういう裁量がですね。

それともう一つは、対象外で除雪機購入というふうに書いてあるんですが。やはり高齢化率が49%にもなって、年を重ねるごとに、やっぱりこう雪に対する不安というのが極めてこう大きくなっていると。それでこの復興推進計画の40ページにありますけど、集落の

除雪体制の検討と整備とか、それから救助員等の配置の検討とか、ボランティアの支援体制等の文言が入っているんですが。当村のこういう救助体制だとか、道踏み支援の組織を残しながらも、やはりそれだけの回転では、やっぱりこう不安を募らせているところや、道踏み支援のところも多少機械が入るような、そういう検討もしていく必要があるのかなと。そうすると例えば、雪に対する不安を取り除いていくと、それで安心して暮らしていける環境をつくっていくと。そういう点では、やはり除雪機も、私なんか検討してもいいかなというふうには思っていますが。その辺の裁量は、多分、検討委員会ですると思うんですが。ぜひ、なるべく拾えるという方向で、この内容は検討していただきたいということが一つです。

それからもう一つは、ぜひ、さっき桑原さんのほうからも話がありましたが、この事業内容、やっぱり集落懇談会なり、やっぱりこう説明会とか勉強会をやって、やっぱりこれを使いながら、どう集落が元気になっていくのかと、自分たちでどういう集落をつくっていくのかと、そういう一歩として、ぜひその辺の検討もしていただきたいというふうに思っています。

<総務課長>

正確にはちょっとわからないんですけども、お祭りのお話が出ましたけれども。中越地震で、長岡まつりでフェニックスというでかい花火をNPOが上げているらしいんですけども。あれも復興の一助として上げているらしいんですね。よく知らないんですけども。それが大変なお金がかかるんで、どうしようか、どうしようかというような話があるという話をちらほら聞くんですけども。それも、祭りと言えば宗教的なのか、あれはみんなを元気にするものだろうというふうになるのか、その辺はその考え方で、さっきなるべく拾っていく方向で考えるものと、否定的にカットしていくという考え方でいけばだめなんだろうし、それは、復興を目指す事業でございますから、拾っていくという前提でいかなければならないのかなというふうには思っていますけれども。それは、私ども、もう委嘱した以上はその人たちの選定、基準はここにありますので、この基準に沿って考えていっていただくということになるかと思えます。

それから機械の関係でございますけれども、単に機械を買っただけということで、ではそれがどうつながるんだとこういう話になりますので、これの購入、例えば計画したときに、それと結びつけて、集落がどのようにそれを使って、今後、どうしていくんだという話をそこでストーリー立てないと、なかなか難しくなってくる。

加えて、除雪については、本来的な公共的な部分が強いものですから、特に道路除雪なんかは、入らないところは小型除雪機でやらざるを得ないですけども、基本的には公共除雪でやるというのが前提でこの村はやっています。それから民家の雪掘りについても、救助員が入って、日本全国で始めて制度化した村でございますから、そういったもの、特別公務員制度で対応しているところがございますので、そのはざまの中で、どういうふうにして、集落がこの機械を使ってやっていくのかというところが見えないと、なかなか難しいというふうには思いますが。基本的には、この基準に従って、前向きに考えていくのが筋だろうというふうに思います。

<島田村長>

祭りの件って何だい、それ。祭りの・・・

<鈴木委員>

いやいや、だから祭りで例えば申請したときに、神社と結びつくかとか、いや、だからそれは、すごく幅が広いと思うんです。だからその申請をしたときに、どういう判断をしていくかって。今、総務課長が前向きと言って、私はこれとこれという具体的な話は、例えば何を買え、何を買えという話じゃなくて、そういう基本的な考え方で臨んでほしいなというふうなことを言っています。

新潟の、今、花火の話が出ましたが、やはり私も、先日、その基金の事務局長をやっていた人とたまたま会う機会があって、いろいろ話をしたんですが。やはりかなり幅が広がっちゃっていて、いろいろ問題もあると、率直にそれは認めていました。だから、私は、こういう枠を、特に国のお金なので、たがをかけていく必要があるけれども、基本的にはどう拾っていけるかという対応をぜひお願いしたいと。

それから、もう一つ、さっき言ったように、集落にどう徹底していくかと。徹底しながら集落の力をどう引き出していくかという辺はどういうふうに考えているか、もう一度お聞かせください。

<総務課長>

予算が通ったあかつきには、区を全部回ることにはちょっと大変かなと思いますので、区長さん方に、耐震化の話もありますので、もう一回、本当は年2回なんですけれども、臨時的に集まっていただいて説明会を催すか、その辺はまたちょっと考えさせていただきませうけれども。いずれにしても、説明をさせていただくということで進めていきたいというふうに考えております。

<相澤委員長>

さてほかにどうでしょう、皆さん。村長、何かあるんですか。この事業については、各集落の区長さんにご説明するということなんです。この事業をやるというのは、大変結構だという話も出ております。ただ、こういう事業をやる元気のある集落というのがありますが、元気のない集落でどうしたら、いや、1,000万円使えるんだと、何をしたらいいという話もあるんで、この辺は説明だけで本当にいいのかという。ほかの、今、あちこち全国を見ても、各中山間地の集落のあり方で、いろいろ支援のあり方ありますが、大体成功しているのは、よそ様が入ってきてサポートをしているのが、これが大体こう活着（かつちやく）というか、地に着いているような動きなんで。できればこれを、やはり、別枠でもいいんですが、集落を支援するための策のための支援をするというか、そういう、こう何ていうんですかね、効果的に動くように仕向けるプロデューサーみたいなところ、そういう人がいるかどうかわかりませんが、そういうためにやっぱりある程度予算をつぎ込んでいただいて、例えば、今、限界集落と言っているところには何をしたらいいんだと。限界集落より、今、もう消滅集落になっているという話があちこちで出ているんで、そういうところには一体、少子高齢化の中でこの集落を本当にこうできるのかと。

実際、考えてみたって、いや、これはいい答えが出ないというところも必ずあるわけですから、その辺の部分、例えばそういう専門家といいますか、専門家がそれになじむかどうかわかりませんが、例えばそういうところに、いや、実はここにはこういう資源があつてこうなんだけど、これを皆さんで力を合わせて、村の集落支援金を使う方法がありますよというような手引きといいますか、そういうような話を持っていく必要があるところ、いや、俺たちはもうそんなの要らないと、自分たちでこれとこれとこれはやるんだという、そういう集落もあると思うんですよ。ですから、3,000万円の、今年度見たというのは、多分、3,000万円で、集落で3つか4つぐらい出てくればいいだろうぐらいのところだと思うんですが。どうでしょうかね、これをやるための、もう一つ、そういう策として、リードしていくための、何かそういうものは考えられないですかね。総務課長さん、どうですか。

<島田村長>

どうせ1年じゃないから、どこかで一つやってみれば。

<総務課長>

集落を指導していくというか、そんなイメージですか。

<相澤委員長>

そう、困ったところはやっぱり助けて、やっぱり支援していくと。こういうサポートをしたらいいんじゃないのという、何ていうんでしょうかね、余計なお世話的な、何かそういうのが・・・

<島田村長>

集落支援員はいるけどね。

<総務課長>

それは、復興支援員ではだめなんですか。

<吉楽委員>

私もそれでいいと思います。

<相澤委員長>

それでいいんです。だから、復興支援員が今度はそういう機能を果たせるようなふうにしていかなければ・・・

<総務課長>

だから、復興支援員にこの制度の趣旨徹底をして、この制度を持って集落へ入って行って、その悩みを聞く中で、この制度をどういうふうにして使っていくかという作文立てをしていけば、大いに使える制度じゃないかなとは思いますが。

<相澤委員長>

それと村の集落支援員ですか、職員の皆さん方と復興支援員と集落と、この3つがうまくこう連動すれば。

<総務課長>

私の場合、集落へかかわりませんが。

<島田村長>

さっき言ったとおり、区長会、臨時会をやってみて、どういう意見が出るやらな。

<相澤委員長>

ほかはどうですか、皆さん。

<安藤委員>

区長会をやるときに、より細かにその事業の内容なり、これは対象になるとか、そういうのもっともっと詳しく説明してもらわないと。集落でやって話して、ああいだろうなと思って行ったら、これはだめだ、これはだめだじゃね、とても時間がかかりすぎるから、より細かに説明してください。

<総務課長>

それが面倒なんですよ。さっき鈴木さんが質問したように、祭りだって、本当の、本当のというか、宗教的な色が濃く出てくると、それはだめだろうという話になるし、機械だけだと、それがどうなるのっていう話になっちゃうんで。そのソフト的な部分が絡まないと難しいところも出てくるんですよ。

<安藤委員>

ではどう判断するんですか。

<鈴木委員>

いいですか、だからそこをね、私は間口を広げて、例えば直接ね、神社の屋根を直すとか、何するかというのはちょっと外したとしても、例えば祭りに付随する、さっき村長もいろいろ言ったけど、のぼりだとか、例えばちょうちんだとか、そういういろいろなものをね。例えば集落が、まず私は基本的に、思いついたやつを持ってきなさいと。それはこういう対象外にもなりそうだし、というものも含めて出しなさいと。それで、どうやったらこれが通るのかという仕事をですね、いや、それは、私はそうだと思うんですよ。だから検討委員会何なりが、それをどう上手に活用できるかと。そういう指導をやっぱりする必要があると思うんです。そうしないと、最初からもうたがをガァーッとかけちゃって、そうすると、どこでどうしようかっていうのが、集落のほうで困ると思うんです、率直に言って。だから集落で、今、何をやったら自分たちは元気になると、生き生きしてく

るんだと。これを俺のところの集落はやったら元気になるんだというのを持ってきなさいと。そうしたら、それは相談しましょうよというぐらいの、私は腹づもりでいてもいいんじゃないかというふうに思うんですね。

ですから、さっき祭りって言ったんだけど、ではその神社を直したり修復したり、直接そうじゃなくて、こういうところだったら伝統文化としていいですよ。ここの範囲だったら何とか目をつぶりましょうと。いや、そのぐらいの、やっぱりこう受けて、集落と相談をして集落が元気になっていくという、私は運用をしてほしいなというふうに思って、最初の除雪機や祭りの話をちょっとしたんですけれどもね。これはこれからの問題だと思うんですが。

<総務課長>

今、おっしゃるようなことはわかるんですけれどもね。もう洗いざらいやりたいことを出して、ではどれがどれと結びついて、これが一体的にできるから、ではこれとこれとこれとどうですかみたいな話は、それはできると思うんですけれども。この検討委員会の人たちには審査をお願いする立場なので、その審査委員に結果を導くような指導をしないと言え、これはちょっと行き過ぎだと思えますので。当然、村の職員が相談会なりで、その中段に入って集落と話し合いを持つということになると思うんですけれども。その結果、だめだったということになると、あの野郎ども何言っていやがるんだという話になるんで、その辺は非常に難しいです。

<鈴木委員>

いや、だから、傍聴の人もいるんですが、その辺はやっぱり、だからいろいろな、県へ申請するときや何かを含めて、そういう説明会もあって、そういう範囲で申請していくというふうに思うんです。ですから、私が言っているのは、その辺の説明を、上げてきた人に親切に丁寧にしてほしいなということです。

それと、さっき復興支援員の話がありましたが、これはもう一つ、村で独自につくった集落支援員の機能を発揮する上でも、復興支援員と集落支援員と、やっぱり協議する場所を、やっぱりこう工夫すると。それで、そういう人たちの力も含めて、自分の担当している集落にこういう事業が適用できるような、そういう、それこそ一緒になって知恵を絞って、その申請をしていくという仕事をしないと、村でつけた人は名前ばかりみたいになって、やはり集落が呼ばないから行かないとか、声がかからないから行かないとかというんじゃないで、自らやっぱり足を運ぶと。そういう点では、私、最初に言ったように、村の職員が、やっぱりこう復興の先頭にどう立っていくかというのがね。一番大きな集団なんですよ、役場の職員が、村の中で。この集団が頑張らない限り、ある意味では、なかなか、集落にやれやれって声をかけてお尻をたたいても、なかなか前進しないと。そういう点では、一緒になってやっていくという、やっぱり方向性をぜひこう示してほしいなど。これは両方要望でいいですから、そんなことをちょっと頭に置いて進めてほしいというふうに思います。

<相澤委員長>

ほかはどうでしょう。

<総務課長>

復興支援員、それから集落支援員についても、仮に区長さん方に臨時的にお集まりいただいて説明会をする機会があれば、その人たちにも当然出ていただいて聞いてもらう。それから役場職員を全員を集めて、こういう制度を立ち上げたので、自分の集落で協力して、集落が元気になるような方向で協力してやってくれという話は、これはしていく必要があるのかなというふうには思っています。

ただ、その民の、何ていいますか、活力を代用して村の職員が全部やってしまうというところは、私、ちょっと問題だというふうに思いますので、その辺は遠慮をしながらかわり合いを持っていくべきかなというふうに思っていますので。集落の話を書く中で、そこへ時たま口を挟んでかかわっていった細部をまとめるというようなかかわり方でないと、どんどんどんどん引っ張っていつちゃうと、なかなか、ちょっとこの制度の意図するところと違ってくるのかなというところがちょっと感じるところがあるんですけども。

<鈴木委員>

そこは、そういうふうに節操を持ってやる必要があると思うんですが。現状では行っていないというところに問題があるんであってね。なぜ職員を集落支援でつけたかと。そうすると、もうこの集落は、まずは職員がいないということが前提になっているけれども、だからまずそこに行くと、で、意見を聞いてくると。私は、行ってもなかなか、官が引っ張るなんていう状況ではないと思うんです、そういう集落自体はね。ですから、本当に足を運んで実態をよく聞いて、どこで悩んでいるんだと、どこを突破すれば元気になっていくのかという、やっぱり情報をつかんで、それで全体に共有するという仕事だと思っているんです、集落支援員はね。それを引っ張っていくってということじゃなくて、やはりAという集落は、今、これで悩んでいると、Bはこれだと、Cはこれだという情報を、やっぱり行政が的確につかむということが、私は一番大事な仕事であって、それに基づいてこういう事業をどう結びつけていくかという問題なんです。ですから、まず、本当に足しげく、どこか自治会でやっていますが、一升瓶を提げて飲みに行くと。そのぐらいからこう始めてやっぱりいかないと、お互いに声をかけないでにらめっこしている状況をやっぱり突破しないと前に進まないというふうに思っているもので、それはどうしてもやってほしいというふうに思います。

<吉楽委員>

今、この対象者は集落ってなっていますが、これからは、例えばグループとか、そういう、では食に対してやりたいとかっていうグループに対しての交付金とかの考えはあるんですか。

<総務課長>

先ほど言ったように、集落だけでは村の全体が元気にならないので、特に、例えば商工会さんとかというそのくくりが、この中に出てこないですよ、集落だけですと。そういつ

たところは十分わかってはいるんですけども。ではその任意団体と、では商工会さんとどういふうに色分けするかとなると、任意団体というか、団体というくくりでやるということになってくるんですけども。極端な話、そんなことはないんだろうと思いますけれども、例えば集落と、それから集落の中であるグループをつくって、それで二本立てで申請が出てくるというようなことは、それはあつてはならない話ですけども。そんなことも、やってやれないということはなくなってくるので、それは大変まずい話ですから。だから、今年度は集落からスタートして、次年度以降、団体というものをどういふうにくくっていくかということは、先ほど申したように検討事項ということで、私どもとしては捉えています。だから、今後、検討する中で取り入れていくべきだと。ではいくには、その問題点としてどういふものがある、それをどういふうに整理していくかというよなところを議論しながら、進めていきたいというふうに思っています。

<吉楽委員>

わかりました。

<相澤委員長>

過去ですね、教育委員会のほうの枠で、50万円の限度額で、各集落で何かやりたいことがあつたら50万円支援しますよという事業があつたんですが。それで社会教育委員がそれを検討していくという、そういう助成金が出たんですけども。私もそれを担当して、いろいろ出ました。審査をした結果、社会教育委員、これならいい、これほど振り分けていったんですが。大変、今でも覚えているのは、仙当城もあつたんですけども、ハーモニカを集落で買って、それで集落が一つになるんだと。そのためのハーモニカを買うお金が50万円ですよという話が、もう鮮明に覚えておりました。それは本当に、こう何ていふんですかね、それで今でも続いているわけですが。こういうお金の使い方を本当にしてもらいたいなと思うんですよ。ですから、そういうふうになるのはどうなのか。

例えばさっきじゃないけど、みんな指導して、呼び子みたいになって、ペーパーがうまくなって、それでつくって、本当に村おこしになるかといつたら、だめなんで。その辺をどういふうにするかという、その辺の議論は、当然、必要だと思うんですが。この復興のこの検討委員会も、ただ検討するだけなんですね。その中には背景として村をつくっていくという、そういう重みというのが、もうそういうのは全然影はないんで、ただ出たものを紹介していくということなんです。

だからこれもあわせて、並行的に、復興を目指して震災から3年たったんですが、では集落、集落と言っているだけけれども、もっと大事なことは、今、これから人口が減っていくのはもうみんな知っていますので、隣の集落とどういふうにやっていくかということ、その隣とどういふうにやっていくか。箕作の乾燥施設もそうなんですが、米も一緒にするという動きがある中で、集落だけ、集落というふうにこだわって、それはそれでいいと思うんですが、これからはやっぱり集落同士がくっついていかなければいけないという部分も出てくると、やはりそういう問題も踏まえていかなければ、私はいけないんじゃないかなと。

そのためにはどうするかということになると、やっぱり3年たった以後、村づくり、あ

ちこちでもまちづくり、そういう検討委員会までつくっておりますが、栄村ではできてなかったと。それ、やっぱり、そういうところを軸にした中で、常に村づくりを考えている人たちの中から検討委員を選んでいただいて、やはり本当に村が自立していく、さっきのハーモニカじゃないけれども、あんな単純なことだけれども、今でも村が一つになっているというのは、これはすごいことなので、そういうものをたたき台にして、これを使えないものかなと。

先ほども出ているように、復興支援員と集落支援員と、そしてそれが連携していく話し合いの場をつくる。あわせて村づくり検討委員会も立ち上げていただいて、やはりそういう中で、総合的にこういうものを考えていくというようなことが果たしてできないのかということもあります。大変難しい問題ですが、これからの村は、とにかくもうエネルギーの問題と、それから人口が減っていくんだというのはもう極めつけに来ていますので、ここをどういうふうにしていくかということをやっぴり大事に考えないといけないと思うんですが。この辺、村長さん、どうですかね。

<島田村長>

相澤さん、今、言ったのは、私が言わなくても皆さんきっとわかっているんだと思うけれども。新聞等ではっきり言われると、ちょっと、何ていうかな、マイナス思考になっちゃう面もあるんですけども、それはどうしようもない面もあるけれども。今、言われたその検討委員の関係についても、まだ決まったわけじゃないんでこれからなんですけど、参考にさせていただいて、選びたいと思います。

<相澤委員長>

まだまだ、多分、これはいろいろな考え方があって、いろいろな意見、出しにくいのかな、どうですか、まだ48分ですので、まだ若干時間がありますが。もう一つあるんですね。では、はい、安藤さん。

<安藤委員>

先進地事例といえますか、森区の話なんですけれども。24年度だと思ったんですけど、除雪機1機、導入してもらったんですけれども。どういう使い方がいいのかということで、公民館を主体にして使っていたんですけれども。その後、会議を開いた中で、やっぱり弱者を救済していかなくてはいけないということで、申し込めば誰でもそれを利用させてもらえるという形になって。これ、誰でも使ってもいいというわけにいかない。やっぱり機械になれた人じゃなくてはいけないということで、区の中に3人、その要員を設けて、それでその人に、その一番の長の人に申し込めば、誰かがそれを対応してくれるということで、困ればもうそれはやってもらえるという、そこまでいったということ。ですから、冬になれば、対象になる場所も限られるときもありますけれども、森区においては、本当に力強く、機械を入れたおかげでみんながよかったなという形になっています。

たまたま、今年、冬は、あんまりその雪のほうがそこまでいかなかったものですから、あれですけども。ちょっとでも大雪になってくれば、あのありがたみももっともっときつと増すんじゃないかなと思うんで、本当にいいことをしてもらったなと。そういう中で、

鈴木委員が冒頭のほうで言ったように、この除雪機についても、うまく有効に使えるのなら、やっぱりぜひそれも導入してもいいというような形があってもいいのかなというように思うんで、これはまたこの先の話になるかとも思いますが。やっぱり大きく考えたほうがいいかなというところで、また、それはその時点でまた考えてもらえばいいけど、とにかく森区においては非常によかったなというように思っていますので、ありがとうございました。

<総務課長>

従来、その事業を導入した後の使い方とか、それからその効果とか、そういったものを村民にお知らせをしていなかったというところの村の反省もありますので、この事業につきましては、そういった、今、安藤さんおっしゃるような、その事例について、それぞれ公表をしていくということはこの11番のところであっていますので、そういったことが公表されますので、今のような先進的な使い方であれば、それはいいな、それはそうじゃないだろうという、逆にという話もいろいろあってしかるべきかなというところがありますので、そういった優良事例はどんどんどんどん採用していったらいいかというふうに思います。

3) 平成26年度主要事業について

<相澤委員長>

それでは進めます。3番の平成26年度主要事業についてということでお願いしたいと思います。

<島田村長>

それでは、これはもう予算が通っていることでありますけれども、先般、復興推進委員の皆さんにお配りした中で、説明してくれという事業、それだけは、復興推進委員の皆さんから説明してほしいということで言われた事業ということでありますが、私のほうでバツと申し上げますけれども。

最初の放射性物質測定検査、これについては、放射能、今、いろいろあるんですけども。栄村の場合は、竹の子、わらび、ぜんまい、行者にんにく、ふきのとう、大根、野沢菜、きのこ類等ということで、放射性物質の測定を行って消費者に安全性をPRするということで、予算額22万5,000円ということで16検体を予定しているものであります。

それから2番目の青年就農給付金給付事業、これは、前政権の時代にできた事業でして、現在、栄村、3名がこの給付金をいただいて、農業を頑張っていますけれども。農業、大変なんで、どうなりますかわかりませんが、今のところ、確か5年間だと思うんですが、1人150万円ですか、いただけるんで、それ、3名分ということで450万円の予算化をしています。

それから中山間地域等直接支払事業、これはもうずっと前からやっけてきている事業ですが。今、第3期対策、これが今年で終わりだと思ったんですが。急傾斜地、そこにあるとおり179ha、それから緩傾斜が30haというようなことで、急傾斜は2万1,000円、緩傾斜は

8,000円の、10a当たりですが、それだけお金が出て、その合計が4,000万円というふうになっておりまして、これは5年間ですから、2億円というような大変な額で、3期目が終わるんですが。集落によっては、すごくお金がたくさん行っているところもありますけれども、そんな事業であります。

それから次の農地・水の保全管理、これについては、脆弱化しつつある地域共同活動を再構築して、資源を適切に保全するとともに、老朽化が進んだ水路等の長寿命化対策等の取組を行う向上活動等に交付金を出すものですが。現在、共同活動支援交付金は12組織、対象面積が173haということで、144万8,000円。向上活動支援交付金ということで、活動組織が10組織で、対象面積が160haで、176万2,000円というようなことで、今、計画されているものであります。

それから次の中山間地域等の総合整備事業、これは県営の関係ですが。今年は調査測量・設計、そういう関係ですが。確か18カ所のような気がしたんですが、村内の水路とか、それから農道とか、いろいろあるんですが。そういうものの関係について、今年は全体計画の策定というようなことで、圃場整備も含めて18億円の事業費ということですが、今年はその設計ということで1,500万円、上げてあります。

それから次の森林病虫害等防除、これはご存じのように、カシノナガキクイムシというのが、みんなナラ・栗等を枯らせて、大変、今、大分よくなりましたけど、青葉が茂ってあまり目立たなくなりましたけれども、これの枯損木の除去というようなことで、一応、水路の上に転ぶと、倒れると大変だということで、一応、57立方メートルほどを計画しておりますけれども、173万3,000円ほどの事業費であります。

それから森林の整備の地域活動支援交付金、これについては、栄村森林組合にそれをお願いするわけですが、森林整備を適切に行うために必要となる作業に対して支援交付金を交付するというので、592ha、ha当たり4,000円でありまして、236万8,000円、国・県等々からも補助があるということになります。

それから次の労働費の企業誘致については、これは、栄村は企業誘致条例もないんですが、栄村にどんな雇用を創出できる企業が誘致できるかどうかということで、一応、調査委託費ということで、500万円を上げてあります。水とか、そういうものもありますので、そういうものの利用方法等についても検討したいということになります。

それからその次は商工振興事業、商工振興事業については、これは、毎年、商工会に、経営安定を図るために補助をしておりますけれども、小規模事業経営支援事業補助金というので160万円、それと地域総合振興事業補助金ということで30万円、合わせて190万円を補助をしているという事業であります。

その下の生涯現役の関係については、ご存じのように3年間の事業で、今年が2年目ですか、なるわけですが。3億円の事業ですが、今年、1億円ということで、ご存じのように半分は人件費というようなことになっておりまして、振興公社に委託をして進めている事業であります。公社では、いろいろ、伝統工芸の関係についてとか、加工等々についてもいろいろやっているんですが。何ていいますか、うたってある高齢者とか女性の雇用創出というようなことについては、あまりぱっとしていないかなというふうには思っているんですが、そんな事業であります。

それから栄村秋山郷観光協会補助金ということで、これは、昨年ですか、秋山郷と栄村

観光協会、一緒になりましてやってきていますが。この関係については、560万円については、観光誘客活動分ということで460万円と、雪ん子祭りの開催補助ということで100万円、合わせて560万円の予算化をしておるものであります。

それから苗場山麓ジオパークの振興協議会負担金、ご存じのように苗場山麓ジオパークということで、津南町と一緒に、ジオパークの認定を目指して、今、進めておりますが。一応、先般、認定申請はしたところでありますけれども、決定は9月ごろと聞いておりますが。この8月ですか、現地の調査というようなこともあるように聞いておりました。その認定員というのが来て、いろいろ調査をしていくということになっておるところであります。津南町はこれ以上に負担をされておるんですけれども、そんなところであります。

それから道路除雪の関係については、これは毎年のことでありますけれども。今年は、直接、除雪の経費のほかに、13トン級のタイヤドーザー1台とD37のブルドーザー2台の購入予定もありまして、1億1,500万円ですか、大変多くの経費になっておるところであります。

それからデマンド交通については、これは6年ぐらい前ですか、もっと前ですかね、6年ぐらいですかね、から、森宮交通に委託をしてやっている事業ですが。今年は、車が買い替えというようなことで、その補助もしたりするもので、結構、金額的にも多くなりましたけれども。新たに泉平と小滝については、今まで大久保から出て、一々、泉平へ行ったり、小滝へ行ったりしていたんですが、森に来るのに1時間もかかるというようなことで、泉平・小滝については、直接行ったりするというようなことで考えまして、若干、お金もそこで増えたというようなことであります。

それから総合サポートセンター、これについては、社会福祉協議会に委託をしておりますけれども。震災復興計画に基づいて、総合サポートセンターを設置して、被災者の状況に応じたきめ細かな総合的な生活支援などの対応を行うということで、社協のほうに委託をしているんですが。ご存じのように復興支援員も3名ということで、今、活躍をされているところであります。

それから住宅のリフォームの支援事業、これについては、議会等でも前からいろいろと言われておまして。すごくいっぱい、業者で何か直すとか、そういうのじゃなくて、リフォームということで、50万円以上の工事について10万円を補助するというようになっておるんですけれども。一応、20件分で200万円を予算化したものであります。

それから空き家再生支援事業、これについては、空き家がそこら中にあるわけですが、その空き家を利用して交流等々の施設にしたいというようなことで、改修をしたいということなんですけれども。現行である程度地元負担がかかりますので、その辺まだきちっとはつきりしない面もあるんですが。一応、小滝地区で1施設、大久保で1施設というようなことで予算化はしてありますが、これについてはまだ詰めてありませんので、これからどうなりますか、今のところ、そんな予定であります。

それから岳北広域行政組合分担金、これは、今、始まったことではありませんが。飯山市、木島、野沢、栄村の4市村で、それぞれやっているわけですが、特養から始まって、ごみ、し尿、火葬場、それから消防署はもちろんです、ただ栄村の場合は、ごみ、し尿、火葬場については、津南の広域のほうに入っていますので、それは関係ないんです。

が。今年は特に多いのは、消防署を、今、つくり直してしまして、その分担金とか、そういうものがありますので、7,000万円というような大変な額になっておりますが。当然、飯山消防署森分署も、その中に入っているということになります。

それから防災ハザードマップ作成、これについては、昨年、防災計画ができましたけれども、その中でハザードマップ、災害予測地図といいますか、防災地図といいますか、そういうものをつくって、一応、全戸に配布したりしたいということですが。一応、データの作成とA1版ハザードマップ印刷ということで、これは1,000部ということで予定していますが、105万8,000円ということになります。

それから福祉事業委託料、社会福祉協議会への委託ですが。これについては、ずっと社協には、毎年、委託料を払ってやってもらっています。この657万2,000円については、ヘルパーの養成講座等の委託料ということで135万2,000円と、臨時職員2名分の522万円、合わせて657万2,000円ということになっているものであります。

それから次の社会福祉協議会への補助金ですが、これは運営経費等々ということで、これは、毎年、社協のほうへ補助金を出している事業ですが、社協の運営経費等々の補助であります。

それから介護サービス特別会計繰出金、これは毎年のことですが、介護サービス、ご存じのように、デイサービスと、それから秋山の生きがいセンターの関係のデイサービス等々の経費を繰り出ししているものあります。

それから次が児童手当、児童手当については、これは国のあれで決まっていますけれども。中学校の生徒まで児童手当が行っているわけですが。3歳未満が月額1万5,000円、3歳以上小学校修了までは月額1万円、3歳以上小学校修了前、第3子以降月額1万5,000円、それから小学校修了後中学校修了前まで月額1万円、特例給付が月額5万円ということで、この、何ていいますか、親等に支給するものですが、6月・10月・2月の3回ですか、やっております、支給対象が81世帯ということになっております。0～3歳未満児童数が16名、3歳以上小学校修了前が72名、小学校修了後から中学校修了前が38名という、これは6月時点の調査だそうですが、そんな数字が出ております。

それから津南地域衛生施設組合費、これについては、さっき言ったとおり、ごみ、し尿、火葬場、それから消防は、何ていいますか、応援協定で特にお金はあれですけども。このごみ、し尿、火葬について、負担金で組合費ということで、毎年、払っているものであります。十日町市、旧・松之山町（現・十日町市）、旧・中里村（現・十日町市）との、今もずっと続いているわけですけども。十日町のほうでは、何かごみ、し尿については、松之山と中里は十日町のほうに引き上げたいというような、引き上げるというか、一緒になりたいというようなこともありまして、津南、栄もどうするか、その辺がまだ、今、検討中ということになります。

それから震災体験の記録集については、これは公民館のほうでやっていますが、それぞれ、今年度、出したいということで、現在、取りかかっているものであります。

それから地籍調査事業については、もう20年来、ずっとやってきて、農地、宅地等については、ほぼ終わりましたけれども。当初の計画では、山林はやる予定はなかったんですけども、議会等でも山林もやってほしいというような要望もありまして、山林も、一昨年からですか、取りかかっております。これについては、山林については、何年かかる

かちょっとわかりませんが、続けていくということでありまして、今年は2,471万円の事業費というようなことでやっております。一応、国県の支援が75%ありますので、村は25%支出というようなことになっているものであります。

一応、この事業の概要については、以上で終わります。

<相澤委員長>

はい、ご苦労さまでした。時間もなくなりましたが、皆様のほうで何かここで、今の説明で何かあればお願いしたいと思います。

<鈴木委員>

すみません、4点だけ、ちょっと簡単にお願いたしたいんですが。一つは商工で、ジオパークの問題で、これ、プレゼンもしたようなんですが、津南に行くと、もう国道沿いやいろいろのぼり旗がたくさん立って、雰囲気はつくっているんですが。本村は、道の駅のところは2本あるのみで・・・

(村長から「百合居温泉にもある」という声あり)

その辺、村民の徹底はどうなのか、これからがちょっと正念場になるんじゃないかと思うので、その辺が一つと、それから住宅リフォームなんですが、予算でいくと耐震改修の1個だけになっているんですね。耐震改修での補助金というか。その耐震も含めて、耐震改修補助金というのが、補助、1個分だけなんです、予算では。これを住宅改修、リフォームとの関係で結合できるのかと、考え方がね。それだけちょっとお聞きしたいのと、それから震災の体験記録集を頑張ってやっているとと思うんですが、今、どの程度進捗状況があるのかということと、それから最後の地籍調査で、現地を調査するとき、立ち会いもしたり何かしているんですが。ちょっと、私、幾つか、その後のトラブルを耳にしているんです、最近。国調後のね。ぜひ事前調査というか、その辺もちょっと慎重に進めていく必要があるんじゃないかというふうに思っているんで、その辺をちょっとお聞かせください。簡単で結構です。

住宅リフォームの支援事業に予算を組んであるんだけど・・・

<島田村長>

それはわかる、50万円以上10万円。

<鈴木委員>

だから耐震改修で1個になっている。だから、例えば耐震でも、住宅リフォームに耐震としても活用できるかどうかという話。

<総務課長>

耐震改修は、県の補助金でありまして、耐震基準のないものを、例えば柱と柱を金具でつなぐとか、そういった、まず前提が設計士さんに見てもらって、耐震基準がないよという前提で、それで耐震工事をすると。で、耐震基準をクリアするというものなんです。それはそれとして県の制度があります。それと切り離して、では大工さん入るから、ついで

にトイレをリフォームしましょうというふうに、明白に工事が分けられるのであれば、それは別々に申請してもらって構わないというふうに理解します。

<島田村長>

ジオパークについては、これが申請書なんです。それで大変な、これ、何か、もちろんだろけれども、すごく手間がかかっていると思うんですが。津南は一生懸命やって、栄村はあんまり一生懸命やっていないような話なんで、本当にそのとおりで申しわけないんですけども。津南町から話に来て、本当に津南の人には申しわけないんですけども、みんなやってもらっているような感じですね。あそこは専門員がいたり、全然、栄村とは違うんで、おんぶにだっこしている状態ですが。相澤さんも行っているし、安藤さんもきっとあれだと思っんですけども、議長も行っているしね。そんなんで、申請はしたということでありまして、何ていうか、調査にお忍びできて、突然、そこら辺の人に、ジオパークを知っていますかとか、そういうことをやるような話も聞いているんで、これ、ちょっと宣伝しないといけないかなという感じはして、副村長は一生懸命やっているんですけども、そんなように考えております。

それから住宅リフォームはいいですね。それと震災体験は、社会教育のほうで、係長、いいですか。

<生涯教育係長>

去年、編集委員さんから、村民65名の原稿をいただきました。それと栄小学校で出した、この「大震災を乗り越えて」から、この原稿を合わせて、120名程度の方の原稿で作成したいと思っております。これから編集委員会を開くんですが、10月には体験記として発行できるように進めていきたいと思っております。1,000部ほど印刷する予定です。

<産業建設課長>

国土調査の関係での諸問題ということではありますが、これは、問題は昔からいろいろありました。というのは、土地の境界立ち会いというのも、不在地主さん等は代理が出ると。その方もどこまで理解されているかどうか、わからなかったり、また相続によって、新たに権利を取得した際に、初めて自分の土地がどこにあるのかということで、境界争いが表に出てくると。はたまたいろいろな個人と契約されている権利関係、この関係は登記簿謄本に出てきません。そんなことで、担当課のほうでもそこまでのチェックができない。それが後になって、ここにはこういう権利設定があった、だけど名義上、国調によって名義が変わっているといった事例が出てきているというのが実態でありまして。村が主体で事業を進めている国土調査事業でありますので、最大限、最低でも村がかかわる権利関係については、各課にその実態の状況を把握しながら進めていく必要が改めてあるかなというふうに感じております。

<鈴木委員>

ありがとうございました。それで、私からは最後になりますけれども、さっき委員長の発言もあったんですが、この予算が執行されて、やっぱりこう村民が安心して暮らせる環

境ができるんだよと。やっぱり村の姿が、この予算執行によって、こういう状況になるんだよというのを、ぜひ復興支援金の説明会をするとき、区長さんや何かにも、そういう立体図をちょっと示していただきたいと思うんですよ。今、復興に向けて、こういう立体的な状況なんだというね、ぜひその説明がほしいと思うんです。予算を並列的にこう並べられても、村民、なかなかこう理解しにくい側面があるので、その辺をこう膨らませるといふか、そういうのをぜひ、復興支援金を説明する区長さんの機会があったら、そういうことも含めて、ぜひ知らせてやってほしいというふうに思います。

<相澤委員長>

ほかに皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。時間も来ましたが、先ほどジオパークの話がありましたけれども、今月の17日、津南町側では、見玉の公園で、一日、勉強会をやったそうなのですが、栄村の場合、ちょっとその数が少ないので心配なんですけれども。実は白水先生から聞いたんですが、天代の上っていった掘割の、何ていうんですか、地層ですか。あれが何か日本でも多分あそこぐらいしかないだろうというぐらい貴重なもので、普通ですと断層ですから下からこう見上げるんですが、あそこは下から上っていくから、ずっとこう回転しながらその地層が見えるという、特殊な構造だという話を聞きまして、その先生のグループが、実は今月だか、来月だか、研究をしにまた来るという形で、その人たちも、昔、ジオパークというようなことも何か考えたそうなのですが、ですから、そういう意味では、そういう人たちとまたちょっと連携をしながら動いていくのも、栄村らしいかなと。現在は、ほとんど津南におんぶにだっこになっていますので、栄村はどうするのかというのはやっぱり、本当は栄村のほうがいっぱいあるそうなのですが、資源は。それがまだ活用されていないので、取組も、今、副村長も忙しくて大変ですから、ちょっと危なっかしいんで、やっぱりもう少し、やっぱりこう、てこを入れるようなことを考えてほしいなと思います。

5 その他

<相澤委員長>

あとはいろいろあるかと思うんですが、今日の会はこれぐらいにして、次回はいつごろの予定を考えたら、事務局側、私どもでまた委員会を招集したいと思いますが。今月は2回やりましたので、やらないときは5カ月ぐらいやらなかったんです。定期的にやっていたらね、皆さん、どうですか、委員の皆さん。これで全部終わっていないですよ、まだね。終わった・・・

<事務局>

一通り。

<相澤委員長>

一通り。そうですね、それではまた様子を見ながら、次回また、復興推進委員会、また開催したいと思います。特になければ、これで閉会としたいと思います、よろしいです

か。

(「はい」という声あり)

6 閉 会

<相澤委員長>

お疲れさまでした。それでは第5回の栄村復興推進委員会を閉じます。ご苦労さまでした。